

病院内での迷惑行為について

当院は、安全で質の高い医療を提供するために患者さんとの信頼関係が大切であると考えております。

そのため、次の行為があった場合、診療を中止することや、退去を求めることがありますので予めご了承ください。

また、制止等の職員の指示に従わない場合には、警察に通報することがあります。

- 当院における秩序を乱し、診療や業務を妨害する行為
- 他の患者さんや職員への暴力、威嚇行為、暴言
- 大声を出すなど他の患者さんや職員に迷惑を及ぼす行為
- 職員に対する文書作成等に関する強要や執拗な面談など診療や業務に支障を来たす行為
- 治療や面会等の用事なく当院内に出入りし、注意しても退去しない行為
- 危険物を持ち込む行為
- 敷地内で喫煙する行為
- 所定の場所以外に車、バイク、自転車等を停める行為
- 建物・設備・機器等を汚損または棄損する行為
- その他、当院の運営・管理に重大な支障を来たす行為
当院の規則に反する行為や正当な理由なく職員の指示に従わない行為

小児医療センター 病院長

